

NPO 法人 日本サステナブルイノベーターズ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人日本サステナブルイノベーターズという。また、英語名を Nihon Sustainable Innovators と称し、通称名を N-SIs (エヌシス) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アパレル業界の廃棄問題と入院患者の画一な生活を解決するため、主に入院している小児患者とその家族に対し、新品衣類の寄付や病院内でのイベントの開催を通じて精神的支援を行うとともに、アパレル業界のアパレルロス問題解決に取り組み、不要な衣類の再利用を促進することで、患者に笑顔を届けると同時に環境負荷の軽減と持続可能な社会の実現に向けて貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。

- ① 支援者からの物品等の収集及び配布事業
- ② アパレルロス等の社会問題に関する世論喚起事業
- ③ アパレルロス等の社会問題についてのイベント交流を含めた教育事業
- ④ 上記事業に関する情報提供事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び企業・団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び企業・団体
- (3) 準会員 この法人に登録し、この法人が目的達成のために企画した活動に参加する個人及び企業・団体

(入会)

第7条 会員の入会については、この法人の目的に賛同して目的達成に協力すると認められる者の入会に特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。また、提出した申し込み内容に変更が生じた場合は、速やかに、理事長に届け出なければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 事業年度の途中で退会した会員の会費は返還しないものとする。
- 3 理事会は次のいずれかに該当する会員については、入会金及び会費の免除又は減額を議決することができる。
 - (1) 会員又は入会希望者より入会金及び会費の免除、減額の申請があったとき。
 - (2) 入会金及び会費の免除、減額すべき相当の事由があると理事会が認めるとき。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の目的趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、監事は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法もしくはファクシミリをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法、もしくはファクシミリをもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

4 総会を招集する者は、総会を場所の定めのない総会とすることができる。この場合、前項に定める通知については、場所に代えて、総会を場所の定めのない総会とする旨及び総会に出席するために必要な事項を通知するものとする。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第 24 条第 3 項の規定にかかわらず、緊急の内容については、出席者総数の 2 分の 1 以上の議決より議題とすることができる。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法もしくはファクシミリにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法もしくはファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法もしくはファクシミリによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）（当該場所に存しない社員が総会に出席した場合における当該出席の方法を付記すること。）（場所の定めのない総会であつたときは、日時、場所の定めのない総会であつた旨及び出席者の出席の方法を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法もしくはファクシミリによ

り同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 資産の管理方法
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法もしくはファクシミリをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法もしくはファクシミリをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

- 4 理事長は、理事会を場所の定めのない理事会とすることができる。この場合、前項に定める通知については、場所に代えて、理事会を場所の定めのない理事会とする旨及び理事会に出席するために必要な事項を通知するものとする。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法もしくはファクシミリをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法もしくはファクシミリによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）（当該場所に存しない社員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を付記すること。）（場所の定めのない理事会であつたときは、日時、場所の定めのない理事会であつた旨及び出席者の出席の方法を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的方法もしくはファクシミリにより同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにて掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西田悠人
副理事長	小川璃久
理事	下田哲也
監事	菅谷存統

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 8 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 6 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員				
	個人	入会金	0円	年会費	10,000円
	企業・団体	入会金	0円	年会費	50,000円
(2)	賛助会員				
	個人	入会金	0円	年会費	5,000円
	学生	入会金	0円	年会費	2,500円
	企業・団体	入会金	0円	年会費	25,000円
(3)	準会員	入会金	0円	年会費	0円

役 員 名 簿

NPO 法人 日本サステナブルイノベーターズ

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	にしたゆうと 西田悠人	[REDACTED]	無
理 事	おがわりく 小川璃久	[REDACTED]	無
理 事	しもだてつや 下田哲也	[REDACTED]	無
監 事	すがやありつね 菅谷存統	[REDACTED]	無

書 旨 趣 立 設

N P O 法 人 日 本 サ ス テ ナ ブ ル イ ノ ベ ー タ ー ズ
設 立 代 表 者 西 田 悠 人

1 趣旨

医る負院ち間会してば孤でさの
 が、いなでが時機とれのや査視氣
 が、的響りたる段さもス調題病
 るし神影もめす手売いれる問、
 あく精のこ決現す販遠トよがはる
 つなは禍じが表ごで程スにス感
 つ儀活ナ閉側を過内はな会レ立
 れ余生口に院性に院と的学ト孤
 薄をなコ内病個適病現精神科スや
 に院調に院はは快、表精兒的安摘
 々入實際病活者りが、小理不指
 徐期の実が生患よる性れ本心ると
 は長で。者院、を、あ個わ日のえる
 響、院る患入め活も、奪、者抱あ
 影は病い、。た生どくがに患にが
 ので、て、たい院な多会ら兒中性
 ス棟てつさつ低入物が機さ小院能
 ル病つな限あが、いの。る入可
 イ兒とと制く度に買も現るいがす
 ウ小に因が多由らのな表いて者ば
 ナけ者要出が自さで質己てし患及
 ロわ患る外告、。店機自れを児を
 コり期すな報しる売無、さ院小響
 型と春く由の行いのはり長入。影
 新、思き自と進て内品あ助期る悪
 通、場・大のるにっ院商でが長いに
 日現兒をであり失病るり感、て療
 今療小担内で通をていか立はれ治

り、廃荷で業
あ年まな次ル
で、のきにレ
刻新品大業パ
深今新に産ア
はるが境油、
題に着環石は
問て億はでに
棄れ5棄量景
廃さ1廃出背
の進ちの排の
類推う量、状
衣がの大CO₂
るどそのはな
えな、こ界う
抱Rれ。業よ
が3さるルの
界、産アレこ
業れ生がパ。
ルさが状アる
レ目類現、い
パ着衣るりて
アののいおっ
、s着ててな
でG億れけと
方D9さか位
一S2棄を2
る。

開、しまこととし通。認す
をとくをるてら
動くる減いい減
活する明削てつを
しす明削てつを
指付をのしにの
目寄生活量指題も
をに生棄目問の
決者院廃を会そ
解患入、と社ス
る院のにこに口
す入者時る生ル
対、患同す学レ
に、して。減やパ
題利用する軽民ア
問利用すを市、
会再活供荷、し
社をを提負じ供
の類力を境通提
つ衣の会環ををる
二なン機の動会い
記可能ヨる界活機て
上可シす業のるし
、用ッ現ルらすと
は使ア表レれ察標
団体、フをパこ考目
当始で、個性ア、知とも

社会テ難をめぐり、な開目の性す
 社スが標た確る
 め々展記そ明現
 た様る上、透実
 たたな、りのを
 きつらしあ織等
 ていさかが組得
 っとしてし要や獲
 行どい。必達のの
 をなおたる調用
 動院につす金信
 活病業あ保資的
 、や事が担な会
 て業当限を滑社
 し企る制性円、
 とルれも能、化
 体レさに可し強
 団パ成等続立ス
 意ア構用持設ン
 任、ら活はをナ
 でくかのに人バ
 ま低一金め法ガ
 今がダ成た〇の
 は度ル助るP織
 体用ホ、すN組
 団信クく成は、
 当的一し達に保

要がある。

当団体は患者に笑顔を届けると同時に環境負荷の軽減と持続可能な社会の実現に向けて、ここにNPO法人の設立を強く希望する。

2 申請に至るまでの経過

2023年1月	ファッションを通じて患者さんを笑顔に！活動開始
2023年6月	公益財団法人フランスベッド・ホームケア財団のボランティア活動助成に採択
2023年7月	患者への衣類寄付を開始。現在までに太陽こども病院や東京女子医科大学病院、神奈川県立こども病院など公立民営大小様々な病院の患者に寄付を実現。
2023年8月	患者を対象としたイベントの企画及び実施。
2023年8月	ボランティアアワード2023において鎌田實賞を受賞
2024年2月	東京都社会福祉協議会での活動報告
2024年6月	関西大学文化・学術活動等奨励金制度（企画部門）に採択
2024年11月	「KANDAI×HOSEI SDGsアクションプランコンテスト2024」にて最優秀賞と株式会社日本旅行賞、オーディエンス賞を受賞
2024年12月	関西大学連携を強化。ゼミとの共働や、イノベーション創生センターでのオフィス貸与、「関西大学イノベーション創生センター支援団体」呼称使用の開始。
2025年1月	NPO法人設立のための勉強会開催
2025年2月	会員間で法人化の意思確認
2025年4月10日	設立総会開催

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から2025年6月30日まで

NPO 法人 日本サステナブルイノベーターズ

I 事業の実施方針

初年度は、支援者からの物品等の収集と配布基盤を確立することを最優先とする。支援者との連携を強化し、安定した供給ルートを構築するとともに、寄付先との提携も進め、適切な物資の配布体制を確立する。また、設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するために、積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 支援者からの物品等の収集及び配布事業

- 【内 容】 支援者からの物品等の収集を行い、管理保管、配布を行う
- 【実施場所】 当法人事務所、提携施設、その他公共機関、関西と首都圏に所在する病院やその他医療福祉施設等
- 【実施日時】 月に1回以上
- 【事業の対象者】 長期入院患者およびその家族等
- 【収 益】 0円
- 【費 用】 600千円（消耗品費 100 千円・旅費交通費 200 千円・荷造運賃 250 千円・通信費 50 千円 等）

(2) アパレルロス等の社会問題に関する世論喚起事業

- 【内 容】 アパレルロス等の社会的問題について啓発するイベントやセミナー、情報発信を実施する
- 【実施場所】 オンライン（SNS・ウェブサイト等）、提携施設、その他公共機関等
- 【実施日時】 3月に1回以上
- 【事業の対象者】 一般市民、消費者、企業関係者
- 【収 益】 0円
- 【費 用】 50千円（広告宣伝費 30 千円・通信費 20 千円 等）

(3) アパレルロス等の社会問題についてのイベント交流を含めた教育事業

- 【内 容】 消費者・学生・企業向けにアパレルロス問題に関する意識を高めるためのイベントを実施する
- 【実施場所】 オンライン（SNS・ウェブサイト・オンラインプラットフォーム等）、提携施設、その他公共機関等
- 【実施日時】 月に1回以上
- 【事業の対象者】 患者および家族、学生、消費者、企業関係者
- 【収 益】 0円
- 【費 用】 200千円（会場費 170 千円・印刷製本費 30 千円 等）

(4) 上記事業に関する情報提供事業

- 【内 容】 当法人の実績、社会的影響についてのレポート等を作成し、ウェブ上や書面

	による媒体で発信する
【実施場所】	ウェブ上または書面による媒体
【実施日時】	半年に1回以上
【事業の対象者】	一般市民、支援者、企業関係者
【収 益】	0円
【費 用】	150千円（広告宣伝費 50 千円・外注費 50 千円・印刷製本費 40 千円・荷造運賃 10 千円 等）

翌年度事業計画書

2025年7月1日から2026年6月30日まで

NPO 法人 日本サステナブルイノベーターズ

I 事業の実施方針

翌年度は、初年度に確立した支援基盤を拡大し、事業の持続性を高めることを目指す。新たなパートナーシップを開拓し、企業等の連携を強化することで、支援者からより多くの供給物品を受け入れる体制を構築し、支援を行う。また、教育事業の拡充を図り、学校や企業向けの研修・講座を実施し、社会問題に対する理解を深める。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 支援者からの物品等の収集及び配布事業

- 【内 容】 支援者からの物品等の収集を行い、管理保管、配布を行う
- 【実施場所】 当法人事務所、提携施設、その他公共機関、全国の病院やその他医療福祉施設等
- 【実施日時】 月に1回以上
- 【事業の対象者】 長期入院患者およびその家族等
- 【収 益】 0円
- 【費 用】 1,400千円（消耗品費 150千円・旅費交通費 550千円・荷造運賃 600千円・通信費 100千円 等）

(2) アパレルロス等の社会問題に関する世論喚起事業

- 【内 容】 アパレルロス等の社会的問題について啓発するイベントやセミナー、情報発信を実施する
- 【実施場所】 オンライン（SNS・ウェブサイト等）、提携施設、その他公共機関等
- 【実施日時】 3月に1回以上
- 【事業の対象者】 一般市民、消費者、企業関係者
- 【収 益】 0円
- 【費 用】 50千円（広告宣伝費 30千円・通信費 20千円 等）

(3) アパレルロス等の社会問題についてのイベント交流を含めた教育事業

- 【内 容】 消費者・学生・企業向けにアパレルロス問題に関する意識を高めるためのイベントを実施する
- 【実施場所】 オンライン（SNS・ウェブサイト・オンラインプラットフォーム等）、提携施設、その他公共機関等
- 【実施日時】 月に1回以上
- 【事業の対象者】 患者および家族、学生、消費者、企業関係者
- 【収 益】 0円
- 【費 用】 400千円（会場費 340千円・印刷製本費 60千円 等）

(4) 上記事業に関する情報提供事業

【内 容】	当法人の実績、社会的影響についてのレポート等を作成し、ウェブ上や書面による媒体で発信する
【実施場所】	ウェブ上または書面による媒体
【実施日時】	半年に1回以上
【事業の対象者】	一般市民、支援者、企業関係者
【収 益】	0円
【費 用】	200千円（広告宣伝費 50千円・外注費 50千円・印刷製本費 90千円・荷造運賃 10千円 等）

初年度活動予算書

成立の日から2025年6月30日まで

NPO法人 日本サステナブルイノベーションーズ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	150,000	350,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益	0	50,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		
受取民間奨励金	200,000	700,000	
4. 事業収益			
(1) 支援者からの物品等の収集及び配布事業収益	0		
(2) アパレルロス等の社会問題に関する世論喚起事業収益	0		
(3) アパレルロス等の社会問題についてのイベント交流を含めた教育事業収益	0		
(4) 上記事業に関する情報提供事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	1,500		
雑収益	0	1,500	
経常収益計			1,101,500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	200,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品費	100,000		
通信費	70,000		
広告宣伝費	80,000		
外注費	50,000		
印刷製本費	70,000		
会場費	170,000		
荷造運賃	260,000		
その他経費計	1,000,000		
事業費計		1,000,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	20,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品費	20,000		
その他経費計	30,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			1,050,000
当期経常増減額			51,500
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			51,500
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			51,500

2025年度活動予算書

2025年7月1日から2026年6月30日まで

NPO法人 日本サステナブルイノベーションターズ

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	300,000		
賛助会員受取会費	550,000	850,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
施設等受入評価益	0	300,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	700,000		
受取民間奨励金	300,000	1,000,000	
4. 事業収益			
(1) 支援者からの物品等の収集及び配布事業収益	0		
(2) アパレルロス等の社会問題に関する世論喚起事業収益	0		
(3) アパレルロス等の社会問題についてのイベント交流を含めた教育事業収益	0		
(4) 上記事業に関する情報提供事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	8,000		
雑収益	0	8,000	
経常収益計			2,158,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	550,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品費	150,000		
通信費	120,000		
広告宣伝費	80,000		
外注費	50,000		
印刷製本費	150,000		
会場費	340,000		
荷造運賃	610,000		
その他経費計	2,050,000		
事業費計		2,050,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	25,000		
支払利息	0		
消耗品費	30,000		
その他経費計	70,000		
管理費計		70,000	
経常費用計			2,120,000
当期経常増減額			38,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			38,000
前期繰越正味財産額			51,500
次期繰越正味財産額			89,500